

令和2年8月
交 通 局

市バス運転士が運転しながら業務用携帯電話を使用した事案について

令和2年7月25日（土）午前6時28分頃、206号系統に乗務する市バス運転士が、バス車両を停車させることなく、運転しながら業務用携帯電話を使用するという事案が発生しました。当該運転士に対し、本日付けで、以下のとおり懲戒処分を発令しましたので、御報告いたします。

1 事案概要

(1) 発生日時・場所

令和2年7月25日（土）午前6時28分頃 船岡山～千本北大路停留所間

(2) 発生系統

206号系統

（運行経路：北大路バスターミナル～船岡山～千本北大路～四条大宮～大宮松原～京都駅前～東山七条～熊野神社前～高野～北大路バスターミナル）

(3) 運転士

・氏 名：

・所 属：烏丸営業所

・年齢・性別：63歳・男性

・採用年月日：昭和58年4月18日（勤続年数37年3箇月）

※令和2年4月1日から会計年度任用職員

(4) 事案内容

交通局では、乗務中における個人所有の携帯電話・スマートフォンのバス車内への持込みを禁止し、業務用携帯電話を貸与しています。この業務用携帯電話の使用に関しては、マニュアルを定め、緊急時であっても運転中に使用してはならないこと、使用する場合は、必ず安全な場所に停車してから行うよう指導を徹底し、厳格に運用しています。しかしながら、今般、市バス運転士が運転しながら業務用携帯電話を使用するという事案が発生しました。

詳細については、以下のとおりです。

- 7月25日（土）午前6時22分頃、当該運転士は、京都市交通局職員服務規程^(*)で義務付けられている制帽の着用を失念したまま、206号系統の始発停留所である北大路バスターミナルを発車しました。

^(*) 京都市交通局職員服務規程

第18条 乗務員は、勤務中特に許可のある場合を除き、制服及び制帽等を着用し、常に身体を清潔に保ち端正な服装で乗客に好感を与えるよう努めなければならない。

- 午前6時28分頃、北大路バスターミナルから5つ目の停留所である船岡山付近にて、制帽を営業所に忘れていることに気付いた当該運転士は、その旨を運行管理者に伝えるため業務用携帯電話で営業所に連絡しましたが、その際、当該運転士は、運転しながら業務用携帯電話を使用しました。なお、車内には北大路堀川停留所から御乗車いただいたお客様1名がおられました。
- 連絡を受けた営業所職員は、運行管理者に確認のうえ、当該運転士に対し営業運行を継続するよう指示するとともに、公用車で当該バス車両を追いかけ最寄りの停留所で制帽を届けることを伝えました。
- 午前6時33分頃、営業所職員は、当該運転士の所有する制帽が見当たらなかったため、再度、業務用携帯電話に連絡しましたが、その際も当該運転士は、運転しながら業務用携帯電話を使用しました。
- 午前6時35分頃、営業所の運行管理者が、予備の制帽を用意して、営業所を公用車で出発し、午前6時50分頃、大宮松原停留所（北大路バスターミナルから19番目）で合流して制帽を渡しました。
- なお、この時点で、運行管理者は、当該運転士が運転しながら業務用携帯電話を使用していた事実を認識していました。

2 事実確認

本事案発生の翌日（26日（日））の午前9時25分頃、御乗車されていたお客様の関係者の方から烏丸営業所に電話があり、206号系統の市バス運転士が制帽を被らず運転しながら携帯電話を使用していたとの申告がありました。これを受け、運行管理者がドライブレコーダー映像を確認し、当該運転士が運転しながら業務用携帯電話を使用していることを確認しました。

また、当該運転士に対しては、26日（日）及び27日（月）の2日間が公休日であったことから、28日（火）に事情聴取を行い、事実確認を行っています。

なお、本事案に関しては、交通局ホームページから投稿できる「お客様の声」でも御指摘がありました。また、警察からも問合せがあり、28日（火）の午後1時頃に、北警察署の警察官2名が烏丸営業所に来所され、ドライブレコーダーの映像確認及び当該運転士に対する聞き取りが行われました。

3 本事案における問題点

- バスを運転しながら携帯電話を使用するという事故に繋がりかねない事案を発生させたこと。これは道路交通法及び輸送の安全確保について定めた京都市交通局職員服務規程に違反するものであること。
- 所属として、これまでから法令遵守及び輸送の安全確保について全職員に指導しており、当該運転士も道路交通法及び業務用携帯電話の取扱いに関するマニュアルを理解していたにもかかわらず、本事案を発生させており、結果として指導が不十分であったこと。

- 運行管理者及び営業所職員は、業務用携帯電話で運転士と通話する際、運転士が安全な場所に停車したうえで業務用携帯電話を使用しているか確認すべきであるにもかかわらず、その確認を怠ったこと。
- 事案発生日の翌日（26日（日））に、当該運転士が運転しながら業務用携帯電話を使用していることをドライブレコーダーの映像で確認したにもかかわらず、運転士に直接事実確認を行った28日（火）まで、営業所が本局（自動車部）へ事案の内容を報告しなかったこと。

4 処分

(1) 運転士に対する処分

ア 処分内容

本日、令和2年8月7日（金）付けで停職3月の懲戒処分を発令しました。

イ 処分理由

自動車の走行中に携帯電話を使用した当該運転士の行為は、道路交通法で定められている「運転者の遵守事項」に違反するものであり、運転士は緊急時であっても運転中に業務用携帯電話を使用してはならないことを定めた交通局のマニュアルにも違反しています。

当該運転士は、道路交通法及び交通局のマニュアルの内容を理解していたにもかかわらず、当該行為に及んでおり、公務員としての遵法精神、市バス運転士としての運行に対する安全意識が欠如していると言わざるを得ません。

当該運転士が、車内にお客様が1名乗車されている状況で、走行中に携帯電話を操作し、電話をしたことは、事故に繋がりかねない行為であるとともに、市民の交通局に対する信頼を著しく失墜させるものであり、その責任は重大であるため、地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号により、停職3月の処分としました。

(2) 営業所に対する処分

当該運転士がバスを運転しながら業務用携帯電話を使用するという重大な法令違反を発生させたことは、営業所内での所属職員に対する指導及び管理監督が結果として不十分であったと言わざるを得ません。

また、当該運転士が業務用携帯電話で話している際、マニュアルに従って安全な場所に停車しているのか運行管理者及び営業所職員が確認しなかったこと、さらに、本事案について把握した営業所が26日（日）から28日（火）まで本局（自動車部）へ報告しなかったことについては、危機管理意識が低く、到底看過することはできません。

以上のことと踏まえ、本日、管理者から本事案を発生させた自動車部烏丸営業所の所長、副所長及び当日の運行管理者に対して厳重文書訓戒を行いました。

5 再発防止

日頃から、安全運行について指導を重ねてきたにもかかわらず、事故に繋がりかねない事案が発生したことは大変遺憾であり、安全意識を徹底できていなかったことは交通局としても深く反省しています。今後、同様の事案を発生させないよう、改めて、事案を発生させた営業所はもとより、運転士一人ひとりに対して法令遵守をはじめとした安全運行の意識向上に向けた取組等を実施し、再発防止を図ってまいります。

(1) 委託先営業所長を含めた全営業所長への周知

7月29日（水）に委託先営業所長を含めた全営業所長が出席する「全市バス安全運行推進会議」を緊急開催し、当該事案の情報共有を行うとともに自動車部安全統括管理者から、業務用携帯電話であっても運転中は使用してはならないこと、また、点呼時には携行品の確認や制服・制帽の着用の乱れにも注意を払うよう強く指示し、安全運行への意識の再徹底及び厳正な点呼執行を厳命しました。

また、本日も同会議を開催し、本事案の詳細を周知するほか、交通局で実施する再発防止策の情報共有を行い、委託先の運転士に対しても直営の運転士と同様に法令遵守及び安全運行の意識の向上に向けた取組を強化するよう厳命します。

(2) 烏丸営業所における取組（点呼を活用した運転士の意識向上）

本事案を発生させた烏丸営業所において、所属職員への指導を徹底できていなかったことを踏まえ、7月30日（木）から当面の間、平日の早朝時間帯において、点呼執行者に所長、副所長、所長補佐のいずれか1名を加えて点呼を実施し、運転士一人ひとりの法令遵守及び安全運行に係る意識向上を図るとともに、携行品や制服・制帽の着用の再確認を行います。

(3) 全運転士を対象とした研修の実施

直営営業所の全運転士を対象に例年実施している「事故防止重点研修」の機会を捉えて、8月17日（月）から29日（土）までの間、本事案等を題材に、出庫前の適正な点呼執行の重要性を強く認識させるとともに、乗務中における業務用携帯電話の厳正な取扱いはもとより、道路交通法をはじめとした安全運行に係る法令遵守及び基本動作の励行について、再徹底を図ります。